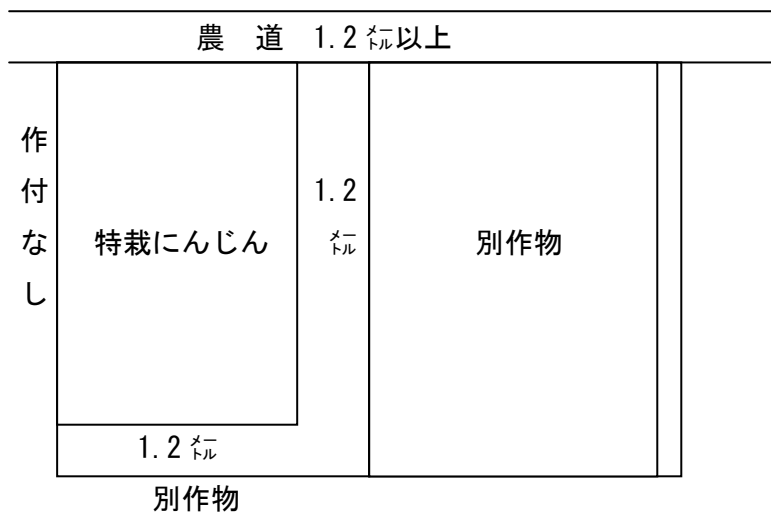


# 平成28年度 特別栽培にんじん取扱要領

[S・Rにんじん Safety (安全) Relief (安心)]

1. 栽培者 … 希望者を公募する。説明会等への出席を義務付けとする。
2. 品種 … 向陽2号、晩抽天翔、天翔を基本する。
3. 栽培面積 … 1戸当り50a以上とする。安定出荷を基本とする為、一回の一圃場の収穫面積は概ね100a以内とする。抜取希望時期が集中した場合は、抜取時期に対する面積を配分調整する場合がある。
4. 栽培基準 …
  - 農林水産省の定める新ガイドラインに準用する。(H16.4.1施行)  
 北海道の慣行レベルを基準とし、化学合成農薬と化学肥料を50%以下とする。  
 化学合成農薬の慣行レベル 10ポイント → 5ポイント以下  
 (種子は必ず種子消毒2ポイントの北海道内用を使用し、生育期間中は3ポイント以下とする。)
  - 化学肥料の窒素成分を50%以下とする。又、堆肥の施用は2t/10aを基本とし、上限値を3t/10aまでとする。
  - 堆肥1t当り窒素成分換算で1kgとする。
  - 総窒素量は10a当り16kgまでとする。
  - 当該圃場の土壌診断を必ず行い、施肥量を決定する。土壌診断は義務付けとする
5. 収穫 … 一定期間安定供給体制をとる為、抜取時期の配分確定後でも生産者との相談により抜取日を調整する場合がある。
6. 選果期間 … 全期間共計とする。(但し、特別栽培独自の抜取時期配分を行う。)
7. 受入規格 … 正品10kg 2L・L・M・S・優L・優M・B品L・B品Mとする。
8. 検査 … 通常の評価を行う。
9. 精算 … 特別栽培のみの別精算を行う。
10. 残留農薬 … 農薬の残留分析を抽出で行う。(特別栽培で定められた農薬以外が検出された場合は、慣行扱いとする)
11. 管理台帳 … 対象圃場は立看板を設置し、栽培管理台帳の記帳と出荷前の提出を義務付けとする。(中間報告含む)
12. 農業規範 … 生協産直における適正農業規範の作成を義務付けとする。
13. 使用農薬 … 別紙防除体系列を基本とする。
14. その他条件 …
  - ①周囲の圃場から栽培管理に伴う影響を受けないこと。
  - ②周囲の圃場に対して病害虫等の発生原因となるなどの栽培管理に伴う影響を与えないこと。
  - ③周囲の圃場管理者へ当該栽培の趣旨の理解を得ること。
  - ④除草に手間がかかる事から労力が確保できること。
  - ⑤圃場条件の良い所を選び、輪作で2年間にんじんの作付けがないこと。
  - ⑥周囲の圃場から必ず1.2m以上の間隔があること。(緑肥・土手・農道・小道等含めた間隔で可。  
 にんじんが隣接した場合はその限りでない。)

例1)



例2)

